

本日の議論により、検討の方向性について 一定の合意を得ることとしたい論点

1. 労務費の基準に関する基本方針について

1. 「労務費の基準」に関する基本方針について

(1) 「労務費の基準」の目的

1-1. 労務費の基準の目的をどのように捉えるか。

これまでに示された視点

【労務費・賃金の行渡り】

- ・ 担い手確保のためには技能者の賃金上昇が必要。
- ・ 労務費を原資とした安値競争により技能者の賃金が削られないようにする必要。
- ・ 技能者を雇用する事業者の目線では、賃金原資がないと、技能者の賃金上昇は困難。
- ・ 注文者の目線では、労務費として支払う分が、下請業者から技能者に確実に行渡ることが重要。

⇒ 労務費が行渡り、技能者に賃金として支払われるようにすることが必要ではないか。

【労務費の基準】

- ・ 契約当事者の目線では、労務費の相場が分かりづらく、処遇改善に取り組む事業者ほど、競争上不利になる。
- ・ 民間発注者の目線では、民間工事においては、公共工事のような「公共工事設計労務単価」が設定されておらず、どの程度支払うのが妥当かの基準がない。
- ・ ルールに沿った行き渡りがなされているかについて、行政がチェックしていく必要。

⇒ 契約当事者や行政が「労務費の基準」を活用できるようにしていくことが必要ではないか。

検討の方向性(案)

- 適正な水準の労務費(賃金の原資)が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを目指す。

- 具体的には、
 - ・ 契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること
 - ・ これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、行政が指導監督する際の参考指標としても活用することを目的として、基準を作成する。

1. 「労務費の基準」に関する基本方針について

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

1-2. 労務費の基準の目的が達成され、適切な労務費・賃金が行き渡るためにはどうすべきか。

これまでに示された視点

①【契約時における実効性の確保】

- まずは建設工事の請負契約当事者間で、基準に基づき見積りと交渉がなされ、契約において基準相当の労務費が確保される必要。
- あらゆる契約当事者の目線で、理解・活用されるルールであることが必要。
- 制度理解・活用は一方的な周知だけでは進まない。
⇒ 契約時における適正な労務費の確保に向け、制度があらゆる契約当事者に理解、活用されるための工夫が必要ではないか。

②【契約後における労務費・賃金の行渡りの担保】

- 労務費の行渡りから賃金支払いまでの過程のどの立場から見ても不公平感がないよう、ルールとして担保されることが必要
- 発注者・注文者の目線では、支払った労務費が本当に技能者への支払いに充てられているのか確認できない。
⇒ 発注者から専門工事業者までパートナーシップを共有し、労務費の発注者から技能者までの支払いを相互に担保していくことが必要ではないか。

検討の方向性(案)

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の活用方法を分かりやすく示すとともに、契約時において、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく。

また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただくこととする。

(今後議論を要する関係論点：資料4-3 P2～4参照)

- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて、労務費の行き渡りの担保を図ることとする。

(今後議論を要する関係論点：資料4-3 P5参照)

1. 「労務費の基準」に関する基本方針について

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

1-2. 労務費の基準の目的が達成され、適切な労務費・賃金が行き渡るためにはどうすべきか。

これまでに示された視点

③【行政の検証によるルール遵守の担保】

- ルールが遵守されていることについて、建設Gメンが検証することが必要
- 受注者の目線では、処遇改善に取り組まない企業によるダンピング受注を防ぐ必要。
- 発注者・注文者の目線では、行き渡った労務費を技能者に支払わない受注者の出現を防ぐ必要

⇒ 新たなルールを遵守するまじめな事業者・発注者が不利益を被らない体制が整うことが必要ではないか。

検討の方向性(案)

- 行政による、受発注者双方に対する処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施や、場合によっては、改正建設業法に基づく指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着を図ることとする。

(今後議論を要する関係論点: 資料4-3 P6参照)

- ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
- ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
- ③ これらのルールの行政による検証、

など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。

1. 「労務費の基準」に関する基本方針について

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

1-3. 適切な労務費・賃金とはどのような水準のものか。

これまでに示された視点

【適切な賃金水準の確保】

- 公共工事設計労務単価並み、他産業並みの賃金を民間工事でも職人に払えるようにしていく必要。
- 持続可能で魅力的な建設業をアピールする観点では、できるだけ高い水準で設定することが必要。
- 能力に応じた賃金支払いを制度化する観点では、CCUSのレベル別年収と連携した水準を目指すべき水準とすることが考えられる。
- CCUSレベル別年収は、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを目的として、公共工事設計労務単価水準の賃金の原資が下請業者に行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算、公表。



技能者の処遇を改善するためのルールとして、能力(CCUSレベル)に応じた目指すべき水準の賃金支払いを図る観点から、公共工事設計労務単価に基づく労務費(賃金の原資)を技能者を雇う事業者に担保することが必要ではないか。

検討の方向性(案)

- 労務費の基準は、技能者の賃上げにつながるよう、公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡る水準で設定することとする。

(今後議論を要する関係論点: 資料4-3 P7~9参照)

1. 「労務費の基準」に関する基本方針について

(3) 「労務費の基準」の作成に関する基本方針

1-4. 労務費の基準をどのような仕様で作成するか。

これまでに示された視点

【分かりやすく、契約実務に沿った仕様】

- ・ 基準の正確さを期す観点からは、かなりきめ細やかに決める必要がある。
- ・ 基準の使いやすさを期す観点からは、細分化しすぎると分かりづらくなる。

⇒ 制度があらゆる契約当事者、特に新ルールによる労務費の確保が必要な、中小事業者や一人親方において理解、活用してもらう観点から、使いやすい仕様で作成することが必要ではないか。

【生産性向上のインセンティブの確保】

- ・ 注文者の目線では、建設業者が創意工夫や省人化のインセンティブを失わないような仕組みとする必要。
- ・ 受注者の目線では、生産性(単位時間あたり施工量(1時間あたりどのくらい作業するか))が向上したからと言って労務費が値切られてしまうと、受注側の生産性向上意欲はなくなってしまう。

⇒ 労務費の内容であっても、生産性向上に向けた競争が生じない限り、産業として持続的な発展が望めない。適切な労務費を確保しつつ、競争性を確保する工夫が必要ではないか。

検討の方向性(案)

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成することとする。

具体的には、技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額(1t、1㎡作業当たりいくら)として設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめる。

(今後議論を要する関係論点: 資料4-3 P7~9参照)

- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価(1人1日いくら)を基礎とした適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性(単位時間あたり施工量(1日当たり何人で作業するか))の部分での競争の余地を残すこととする。

(今後議論を要する関係論点: 資料4-3 P7~9参照)

1. 「労務費の基準」に関する基本方針について

(3) 「労務費の基準」の作成に関する基本方針

1-5. 改正法の施行に向け、どのような時間軸をイメージして労務費の基準を作成していくか。

これまでに示された視点

- 最初から完璧なものを設定しようとしすぎず、機運の消えないうちに具体的な労務費の基準を示すことが重要。
- まず労務費の基準を設定して、実務者からのフィードバックを受けて修正していくのがよいのではないか。
- 全ての工種を一斉に作成することは困難であり、まずはモデルを作って順番に作成していくことが望ましいのではないか。

⇒ 100%完全な基準案が作成できるまで無制限にコストや時間をかけるのではなく、臨機に、準備できる職種・工種から検討を進める一方、基準を公表して完結するのではなく、基準が市場で適切に運用されていくよう、長期的に検討していくことが必要ではないか。

検討の方向性(案)

- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を進めることとする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、職種別に、順次検討を進めることとする。